

仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐南区内道路法面除草業務（その2）に適用するものである。
- 2 施工箇所及び施工数量は、別添のとおりとする。
- 3 施工時期については、令和8年10月30日までに完了すること。
- 4 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
- 5 除草は、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根元より30mm以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 路面への草等の飛散防止に努めるものとし、一般交通に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。（誘導員を配置する場合：交通誘導員は1日あたり1名配置すること。）
- 7 作業中、既存の道路附属物等を破損させることのないよう十分に注意すること。また、万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 8 作業後、刈り取った草等を交通に支障のないように、道路側溝内等に落とした草等を含め、速やかに処理すること。
- 9 刈り取った草等の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 10 作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 11 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

路線別除草作業一覧表【安佐南区内道路法面除草業務（その2）】

管理番号	路線名	回数	除草面積 設計数量	図 面	備 考
1	安佐南2区777号線	1	1,334	I-8	
2	安佐南2区416号線	1	1,501	I-8	
3	安佐南2区742号線	1	150	I-8	
4	安佐南2区748号線	1	2,197	I-8	
5	安佐南2区773号線	1	2,195	I-8	
6	安佐南2区395号線	1	415	I-8	
7	安佐南2区417号線	1	2,932	I-8	
8	安佐南2区416号線	1	250	I-8	
9	安佐南2区395号線	1	3,063	I-8	
10	安佐南2区418号線	1	1,891	I-8	
11	県道勝木安古市線	1	442	I-8	
12	県道勝木安古市線	1	750	I-8	
13	安佐南2区397号線	1	2,835	I-8	
14	安佐南2区615号線	1	249	I-8	
15	安佐南2区635号線	1	117	I-8	
16	安佐南2区652号線	1	245	I-8	
17	安佐南2区639号線	1	2,435	I-8.J-8	
18	安佐南2区837号線	1	356	J-8	
19	安佐南2区680号線	1	795	J-8	
20	安佐南2区359号線	1	830	J-8	
21	安佐南2区221号線	1	194	J-8	
22	安佐南2区459号線	1	720	J-8	
23	安佐南2区448号線	1	1,390	J-8	
24	安佐南2区464号線	1	744	J-8	
25	安佐南2区475号線	1	747	J-8	
26	安佐南2区718号線	1	1,939	J-8	
27	安佐南2区638号線	1	1,607	J-8	
28	安佐南2区638号線	1	0	J-8	
29	安佐南2区664号線	1	3,061	J-8	
30	安佐南2区656号線	1	885	J-8	
31	安佐南2区659号線	1	445	J-8	
32	安佐南2区572号線	1	976	J-8	
33	安佐南2区590号線	1	766	J-8	
34	安佐南2区561号線	1	912	J-8.J-7	
35	安佐南2区1055号線	1	489	I-7	
36	安佐南2区1049号線	1	1,213	J-7	
37	安佐南2区516号線	1	138	J-8	
	合計		41,208		

